

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会  
役員 の 退職金 の 支給 に 関 す る 規 程

(趣旨)

第1条 公益社団法人日本フードスペシャリスト協会の常勤の理事(以下「常勤役員」という。)の退職金の支給に関する事項は、この規程の定めるところによる。

(退職金の支給)

第2条 常勤役員が退職したときは、退職金を支給することができる。ただし、任期満了後、引き続き就任した場合は、引き続き在職したものとみなす。  
2 第1項の規定にかかわらず、定款第27条の規定により解任されたときは、退職金は支給しない。

(退職金の額)

第3条 退職金の額は、在職期間1ヶ月につきその者の退職の時ににおける報酬月額に、100分の12.5を乗じて得た額以内の金額とする。  
なお、1ヶ月未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。  
2 前項の在職期間には、平成24年度以降の在職期間を算入しないものとする。

(退職金の支払時期)

第4条 退職金は、支給の事由の生じた日から3ヶ月以内に、退職した常勤役員(死亡による退職の場合はその遺族)に対して支払う。

(給付額の端数処理)

第5条 退職金の給付額に1円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 第4条に規定する遺族の範囲およびそれらの者が退職金を受ける順位については労働基準法施行規則第42条から第45条までの遺族補償を受けべき者に関する規定に準じて行うものとする。

(規程の変更)

第7条 この規程は、総会の議決を経なければ変更できない。

附 則

この規程は、公益認定を受け移行の登記をした日から施行する。